



伴走支援型 特別保証のご案内



イメージキャラクター
ぴよこ・ひばり先輩

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の皆様が資金調達を行う際に、金融機関との対話を通じて策定する**経営行動計画書**に基づき、金融機関が継続的な**伴走支援**を行うことで、**早期の経営改善**を図るための保証制度です！
茨城県**パワーアップ融資**(県パワー4:県制度要項上の要件7号に該当)との併用も可能です。

信用保証料補助の手厚い制度です

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
通常	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

国から信用保証料の補助が受けられます！

本制度の信用保証率 **0.2%**

詳しくは裏面をご参照ください

がんばる企業を全力サポート！
- いばらきをもっと元気に -

茨城県信用保証協会

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



本店営業部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
◆保証課 県央・鹿行グループ ☎029-224-7812
◆保証課 県北グループ ☎029-224-7826

土浦支店

〒300-0043
土浦市中央二丁目2番28号
◆保証課 県南グループ ☎029-826-7812
◆保証課 県西グループ ☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階
◆経営支援課 本店担当グループ ☎029-224-7813
◆経営支援課 支店担当グループ ☎029-224-7858
◆経営支援課 経営相談グループ ☎029-224-7852
◆創業支援課 ☎029-224-7865

※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

令和3年7月発行

制度名	伴走支援型特別保証
保証限度額	4,000万円
資格要件	次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者の方 (1) 経営安定関連保証4号の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る) (2) 経営安定関連保証5号の認定(売上高等減少率が15%以上のものに限る) (3) 危機関連保証の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)
対象資金	経営の安定に必要な事業資金(運転資金・設備資金)
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内(据置期間5年以内)
担保	必要に応じて
保証人	原則、法人代表者以外は不要 経営者保証免除対応を適用する場合、法人代表者についても不要
貸付利率	金融機関所定
責任共有制度	経営安定関連保証4号、危機関連保証: 対象外 経営安定関連保証5号: 対象
保証料率	0.85%(国が0.65%相当の額を補助) 経営者保証免除対応適用時1.05%(国が0.85%相当の額を補助) ⇒ 中小企業者の負担は一律0.2%
添付資料	(1) 市町村長の認定書(経営安定関連保証4号、5号、危機関連保証) (2) 経営行動計画書(以下の内容を満たすもの又は含むもの) ① 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする ② 申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む)と課題を克服するための取組事項 (3) 経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合)
取扱期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日保証申込受付分まで

茨城県パワーアップ融資(県パワー4: 県制度要項上の要件7号に該当)で、茨城県信用保証協会の保証付融資全般(農業ビジネス保証を除く)の借換が可能※です。

※責任共有対象(80%)の既存保証を責任共有対象外(100%)の保証で借換えることはできません。

市町村長の認定書

経営安定関連保証4号

<認定要件>

- ① 指定地域※において1年間以上継続して事業を行っていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で、20%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること

※告示にて指定された地域_47都道府県全域(令和3年7月1日現在)

経営安定関連保証5号

<認定要件>

- ① 指定業種※1に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上※2減少していること

※1 告示にて指定された業種_詳しくは中小企業庁のホームページをご確認ください

※2 本制度の利用には15%以上であることが必要

危機関連保証

<認定要件>

- ① 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要になっていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が、前年同月比で15%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること

経営行動計画書の内容

① 現状認識

No.	項目	内容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み (課題)	
	経営状況 財務状況 (課題)	

② 財務分析

直近の決算期		月期	
①売上増加率(売上持続性)	(%)	④ EBITDA 有利子負債倍率(健全性)	(倍)
②営業利益率(収益性)	(%)	⑤営業運転資本回転期間(効率性)	(カ月)
③労働生産性(生産性)	(千円)	⑥自己資本比率(安全性)	(%)

※表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。

③ 具体的なアクションプラン

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目 (計画策定年度)	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					

経営行動計画書の書式については、金融機関にお問い合わせください。